

# ウィルソン政権の新四国借款団政策

——新アメリカ銀行団の結成を中心に——

松 田 武

【要約】 本稿は、ウィルソンの新四国借款団政策の一ステップである新アメリカ銀行団結成の過程とその意義を、内政と外交を接合させながら論じたものである。一九一八年五月、日本と中国の「煙酒借款」交渉を契機に、積極的に政府に働きかけた利益集団の圧力が、新アメリカ銀行団結成の直接の引き金となったが、その結成の意義は次のようにまとめられる。一つは、新アメリカ銀行団の結成を通して政府は、国際金融資本家に対する監督と指導を強め、彼らの利益を国策の中に組み込む制度をつくったが、それはアメリカ統合の一側面を示すものであったこと、二つは、政府は、新銀行団のメンバーを拡大することによって、銀行団内でのウォール街の権力を相対的に弱める一方、今まで閉め出されていた他の銀行にも、中国投資の機会を保証したが、それは民主党的の「ニューフリーダム」の政治思想を表現したものであったこと、三つは、新四国借款団結成の眞の動機は、戦時中に中国から手に入れたさまざまな利権を、戦争に訴えることなく日本から奪い取ることにあり、それはきわめて反目的な性格をもっていたこと、以上の三点である。

史林 六五卷三号 一九八二年五月

## はじめに

一九一三年三月、ウッドロー・ウィルソンの大統領就任後まもなく、アメリカ銀行団は対華六国借款団から脱退した。それ以来、二・三の試みはあったが、アメリカの中国投資活動は事実上、停止状態になった。ところが一七年から一八年にかけて、アメリカの参戦、日本の中国への進出によってアメリカの内外の情勢が一変し、ウィルソン政権はこれまでと

ってきたウォール・ストリートに対する態度および、中国投資政策を再検討せざるを得なくなった。そこで政府は、従来消極的であった中国投資政策を大転換し、「門戸開放」の実現をめざして積極策を採用するに至った。その積極策が新四国借款団政策であるが、政府は一八年六月から七月にかけて、自らイニシアティブをとり、新四国借款団結成の一ステップとして、新しくアメリカ銀行団を結成したのである。その直後、アメリカ政府は、日・英・仏の政府に新四国借款団の結成を呼びかけ、長い交渉の末、ついに二〇年十月にその実現にこぎつけた。

新四国借款団に関するこれまでの研究では、それを結成する際のアメリカの動機・目的など、主としてその対外的な側面が分析されてきた。<sup>②</sup> 言うまでもなく、そこでなされた指摘は重要であるに違いないが、しかし従来の研究ではもう一つの重要な国内的側面、つまり新アメリカ銀行団の結成にみられるアメリカ国内の統合といった重要な側面が充分検討されていまいように思われる。というのは結論を先取りしていえば、新アメリカ銀行団の結成には、多国籍的傾向をもつウォール・ストリートに対して、政府は監督と指導性を強め、国際金融資本家の利益を、より広い視野で遂行する国策の中に組み込む、といった重要な「統合・管理」の側面があったと考えられるからである。

新四国借款団の結成をめぐる列強間の交渉および、中国側の対応については別の機会に譲り、本稿ではアメリカの内外の情勢に充分注意を払いつつ、(1)新アメリカ銀行団結成の契機、(2)その目的、(3)政府と財界の関係、の三点に絞って、政策決定過程、とくにそこでこの圧力団体の役割および国家の役割といった問題を検討したい。そしてそれが、さらに大きな問題である第一次大戦直後、および二十年代のアメリカの東アジア政策を理解するための一つの足掛りとなることを願うものである。<sup>③</sup>

① たとえば、ホストンのリー・ヒギンソン商会(一六年)および、シカゴの大陸商業信託貯蓄銀行(一六年)のケースなどである。

② これまでの研究は、四つに大別される。一つは、新四国借款団を

中国に対する経済的侵略と搾取を押しすすめる手段、つまり帝国主義

諸国間の独占体とらえる、いわゆるマルクス主義史観に基づく研究である。その代表的なものに、Scott Nearing & Joseph Freeman, *Dollar Diplomacy* (1925); Frederick V. Field, *American Participation in the Chinese Consortiums* (1931). があり、わが国では、信夫

清三郎『近代日本外交史』（一九四二）、井上清『日本帝國主義の形成』（一九六四）などがある。

二つは、グリスウォールドを代表とする研究である。グリスウォールドは、新四国借款団結成の目的は、中国における日本の単独行動を阻止することであった、と主張し、その反目的、親中国の性格を指摘する一方、新借款団の結成を、東アジアに英米の共通の利益が存在するとナイーブにも信じた國務省が、自国の利益を追求するイギリスとフランスと利用やさしたゲームとならべつゝ<sup>②</sup> A. Whitney Griswold, *The Far Eastern Policy of the United States* (1938); Charles Neu, *The Troubled Encounter: the United States and Japan* (1975).

三つは、ウィリアムズらの研究である。ウィリアムズは、新借款団を、一貫して海外膨張を追求してきたアメリカの、非公式の帝國を建設するための手段と解釈する一方、それのもつ反革命的、反ナショナルリズムの側面を強調する。またレヴィンは、新借款団の結成を、アメリカのハゲモニーの下に、安定した自由主義的・資本主義的國際秩序を東アジアに築き、その中へ日本を抱き込もうとする試みである、と解釈する。William A. Williams, *The Tragedy of American Diplomacy* (1959); N. Gordon Levin, Jr., *Woodrow Wilson and the World Politics* (1968).

四つは、入江氏にみられる研究である。第一次大戦によって生じた國際政治システムの変化、および理念・イメージ・態度の変化を重視する入江氏は、新借款団の結成を、ウィルソンが、東アジアに列強と

## 第一章 新アメリカ銀行団結成の前史

一九一三年三月十八日、ウィルソン大統領は、タフト前政権時代から六国借款団のメンバーとして、当時中国政府と

の協調を土台とする新たな國際秩序を建設しようとした試みととらえつゝ<sup>①</sup> Akira Iriye, *After Imperialism* (1965) 邦訳では、『極東新秩序の模索』（昭四三）。同じような問題意識とアプローチで新借款団問題を論じたものに、三谷太一郎「転換期の外交指導」篠原、三谷編『近代日本の政治指導』（一九六五）所収がある。その他にウィルソンの東アジア政策を論じたものに、Russell H. Field, *Woodrow Wilson and the Far East* (1952); Roy W. Curry, *Woodrow Wilson and Far Eastern Policy, 1913-1921* (1957); Noel Pughach, "Progress, Prosperity and the Open Door: the Ideas and Career of Paul S. Reisch" Diss. University of Wisconsin 1967; Vivian L. Munson, "American Merchants of Capital in China" Diss. University of Wisconsin 1970 などがあつゝ。なせんの時期のアメリカの東アジア政策を学説史的に論じたものに、Roger Dingman, "1917-1922" Ernest R. May & James C. Thomson, Jr. eds., *American-East Asian Relations: A Survey* (1972) がある。

② そもそも筆者が、新四国借款団政策——その一スタンプとしての新アメリカ銀行団の結成——の問題をとりあげるのは、兩大戦間期の東アジアの秩序を維持したとされるワシントン体制——それを生み出したワシントン会議——へのレールが、実は一八年から二十年の、新借款団の結成をめぐる英米日仏間の交渉の中で敷かれた、と考えるからである。

「善後借款」交渉にあつていたアメリカ銀行団に対して、政府はアメリカ銀行団の六国借款団継続参加を要請しない旨の声明を発表した。アメリカ国民は、一般にその声明を、共和党タフトの「ドル外交」と決別しようとする民主党ウィルソンの意志の表明とうけとめた。そしてアメリカ銀行団は、声明発表の直後、六国借款団から脱退した。<sup>①</sup>ウィルソン声明は、ウォール・ストリートおよび、一般投資家の中国投資熱に冷水を浴びせる結果をもたらしたが、一方ワシントンとニューヨークとの関係は、この声明を契機として、冷たい関係が続くことになった。このようにして、一三年から一八年にかけてアメリカの中国投資活動は、事実上、停止状態になった。<sup>②</sup>

そのような状態をつくり出したもう一つの重要な事件は、一四年七月の第一次大戦の勃発である。大戦勃発からアメリカの参戦に至るまで、ウォール・ストリートの大手投資銀行、特にモルガン商会は、英仏両国に対する資金の調達をすべて取りしきることになった。<sup>③</sup>つまりこの間のウォール・ストリートの主たる関心はヨーロッパにあり、東アジアにはなかった。ただし、ウォール・ストリートのとつたヨーロッパ最優先の態度は、無理からぬものであつた。たとえばモルガン商会の場合、同商会がイデオロギーの面で英仏の戦争大義に共鳴していたこと、同商会はまた、イギリスにはモルガン・グレンフェル商会、フランスにはモルガン・ハーヂェス商会といったパートナーを持ち、業務の上からも、血縁関係および人的交流の上からも、古くから英仏と緊密な関係を保つていたこと、<sup>④</sup>さらにビジネスの面だけに限ってみても、これまでの取引関係からつちかわれてきた英仏に対する信用・信頼に加えて、英仏の公債は両国政府の保証付であつたので、ヨーロッパへの投資は安心しうる、魅力あるビジネスでもあつたこと、これら三点を考慮すれば、モルガン商会が、英仏の国家的危機に際し、英仏への資金調達を第一に考えたのは当然のことといえよう。

一方、東アジアはヨーロッパと比べ、投資市場として魅力に欠けていた。というのは中国投資に対するワシントン政府の支持どころか同情も得られない上に、中国の政情は不安定であつたので、中国投資はそれだけにリスクの大きい事業であつたからである。しかしこのことは、モルガン商会を筆頭とするアメリカ銀行団が、中国投資に全く関心を失つてしま

ったことを意味するものではない。中国の政情不安という要素のほかに、慢性的な財政難のために借款を非常に必要としていた中国政府の事情もあって、中国借款の利子率はそれだけ高くなった。<sup>⑤</sup> そのような利子率の高い中国借款は、投資家にとって魅力的であった。またモルガン商会、クーン・ローブ商会などは、一九世紀末からアメリカの他の投資家に先んじて、投資市場としての中国に関心を抱き、実際に投資事業に従事してきたこともあって、これらの大手投資銀行からなるアメリカ銀行団は、中国投資をあくまでも自分たちの業務とみなしていた。したがって彼らの注意と関心がヨーロッパに釘づけされている間に、アメリカ銀行団以外の投資銀行が、中国の投資市場に割り込もうとしたり、国務省が、アメリカ銀行団に代わるアメリカの単独借款として、それらの投資銀行を援助しようとした時は、アメリカ銀行団はそのような動きを妨害したり、国務省に対して非協力の戦術をとった。たとえばモルガン商会などの大手投資家がヨーロッパへの資金調達に没頭している間に、中国市場に割り込もうとしたボストンのリー・ヒギンソン商会 (Lee, Higginson & Co. 以後リー商会と略記) に対してとったアメリカ銀行団の態度は、その好例である。ここではそのケースを詳しく述べる余裕はないので、アメリカ銀行団がリー商会の妨害に出た理由のみを指摘するにとどめたい。

リー商会は、一六年四月、中国政府との間に五百万ドルの借款契約を結び、それによって中国進出の基盤を築き、戦後の本格的な投資活動にそなえようとした。モルガン商会がリー商会の妨害に出た背景には、次の二つの要因があった。一つは、リー商会の結んだ借款契約の中に、同商会が中国政府の在米財務代理人となるという一条項があったが、それは中国投資をアメリカ銀行団の固有の事業と考えるモルガン商会のプライドを大いに傷つけるものであると同時に、中国投資に対するモルガン商会のリーダーシップへの真向うからの挑戦でもあったこと。二つは、同借款が無担保の借款であったということ。この事実が、中国投資を安全な事業にするために、六国借款団のメンバーと共にアメリカ銀行団が、中国政府から担保をきびしく要求してきたこれまでの慣例を破るものであっただけでなく、それが前例となって、中国への投資条件が悪化し、よってアメリカ銀行団の将来の投資活動に悪影響を及ぼしうるものであったこと、以上の二点であった。<sup>⑦</sup>

つまりモルガン商会がリー商会にとつた妨害の戦術は、アメリカ銀行団が中国投資に関心を失っていないどころか、むしろあくまでもその事業を独占したいと考えていたことを端的に示すものであった。言い換えれば、第一次大戦という異常な事態の下では、アメリカ銀行団はヨーロッパを最優先するが、東アジアに対しては、終戦まで、あるいは中国投資に対する政府の態度が変化するまで、現状のまま凍結しておき、平和が回復されるや、再び自らのリーダーシップを發揮して、中国投資を独占的に継続しようと考えていたのであった。そしてアメリカ銀行団にこのような思惑があったがゆえに、一三年から一八年にかけてアメリカの中国投資活動は鈍化していったのである。それでは、大戦勃発後の東アジア情勢に、アメリカ政府はどう対応したのであろうか。

ヨーロッパで大戦が勃発してから一ヶ月もたたない一四年八月に、日本政府は日英同盟を援用してドイツに宣戦布告した。そして日本はまず、赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領する(十月)一方、ドイツの勢力範囲である山東半島へと進出していった(十一月)。また中国政府に対しては日本は、英仏独の列強が戦争に忙殺されているすき間をぬって、自国の立場をより強固なものにしようとした。それは二十一ヶ条の要求(一五年一月)<sup>⑧</sup>、それに中国政府に対する種々の借款・供与の形をとつた。ドイツはもとより、同盟国である英仏は、日本の大胆な行動が中国における自国の利益を脅かすものであると感じていたが、特に英国は日本と同盟関係にあったことや、戦争遂行上、日本の協力が必要であったことから、日本の行動に真正面から反対することができず、むしろそれを容認するありさまであった。

一方、アメリカ政府にしても、日本と軍事的衝突にまで発展するような対日強硬策を採用しえない立場にあった。というのは一五年から一六年にかけて、アメリカはルシタニア号撃沈事件に象徴されるように、「潜水艦戦」問題でドイツと緊張関係にあったからである。さらに日米間には、カリフォルニアにおける日系移民の土地所有制限立法をめぐる、依然として緊張が残っていたので、アメリカ政府はこれ以上、日本を刺激したくはなかった。したがって、中国における日本の行動を抑制するために、当時アメリカ政府がとりえた唯一の戦術は、ウィルソン自身が認めているように、日本政府

に抗議することと、中国政府に同情を示すことの二つであった。<sup>11)</sup> つまり東アジアに対するアメリカ政府の基本線とは、國務省、極東部部長の E・T・ウィリアムズ (Edward T. Williams) の言葉に従えば、「東アジア情勢を凍結する」<sup>12)</sup> ことであつた。

しかし、このようなアメリカの消極的な政策は、中国への進出を決意した日本の単独行動を抑制するのに決して充分ではなかつた。というのは、一六年十月に成立した寺内新内閣は、大隈前内閣の武断的・強圧的戦術を修正し、経済的な側面に重点を置きながら、緊密な日支経済協力関係の樹立をめざしたからである。その代表的な例が、いわゆる「西原借款」である。<sup>13)</sup> その間、日本は同盟関係をうまく利用して、中国政府からとりつけた特権・利権を英仏に認めさせることに成功した。そして日本は、アメリカからもその承認を得ようとした。その外交面での努力が、一七年の石井菊次郎使節団の訪米であつた。<sup>14)</sup>

一方、日本の単独行動を抑制しようとするアメリカの立場は、一七年四月にアメリカが参戦するや、ますます弱まつていった。前述したように、東アジアに対するアメリカの基本線は、自国の権利・利益を侵害するような日中間の取決めはいっさい認めない、とする「非承認」であり、それは東アジア情勢の現状維持を意味していた。日本の中国への大幅な経済進出、石井使節団のアメリカへの派遣といった日本の攻勢に対し、アメリカ政府は、ある時は抗議、またある時は日米の経済提携<sup>15)</sup> といった戦術をとりながら、極力防戦に努めた。つまり一七年から一八年にかけて、アメリカ政府が採用した戦術とは、國務省第三次官ロング (Breckinridge Long) の言葉に従えば、日米間の懸案は、「その問題をあいまいにして、最終的な解決を回避する」こと、すなわち終戦までその解決を「引延す」ことであつた。<sup>16)</sup>

以上、一三年から一八年にかけて、アメリカ銀行団および、アメリカ政府に共通してみられる態度とは、ヨーロッパ優先のそれであつた。それは、当然のことながらアメリカの参戦後、顕著となつた。別な言い方をすれば、アメリカはヨーロッパを最優先に考えていたがゆえに、日本は比較的スムーズに中国へ進出することができたのである。

① アメリカ銀行団および、その六國借款団からの脱退については、拙稿「ウィルソン政権とウォール・ストリート——對華六國借款団脱退問題を中心として——(上)(下)」、『西洋史學』第一二二、一二三号、昭和五四年)を参照。

② それは、ウィルソン声明の内容および、大統領の発表の仕方による主な原因があった。つまり、中国借款の事情を説明し、中国投資に対する政府の意向をたたくために、新政権の誕生後まもなく、銀行団の代表は、政府首脳と全談をもった。にもかかわらず新大統領は、政府の決定を銀行団に予め通告することなく、声明の形で公表してしまつた。ウォール・ストリートに対する大統領の頭越しのやり方は、政府に対するアメリカ銀行団の態度を硬化させることにもなつた。

ところでA・リンクは、ウィルソンの頭越しの行為を、大統領の対外問題全体に対する不慣れのあらわれである、と解釈している。この事件が大統領の就任直後の出来事であることからして、リンクの説は肯首できないことはないが、後に明らかにされるように、筆者はむしろ、それは、国民経済に対する大きな影響力および、多國籍的傾向をもつウォール・ストリートに対する、民主党ウィルソンの反ウォール・ストリートの感情のあらわれ、と考へる。前掲論文 Arthur S. Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910-1917* (1954) p. 83.

③ 合衆國で販売された外國債 (1914年夏~1917年4月)

國名	金額(100万ドル)
イギリス	1,250
フランス	640
ロシア	107
日本	102
イタリー	25
同盟諸國	35

〔出所〕 William J. Shultz and M.R. Caine, *Financial Development of the United States* (New York, 1937), 505-06, (Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, New Jersey) の許可により掲載

注：カナダ、中国、ラテンアメリカ諸國、ヨーロッパ中立國、外國の自治体及び州政府、外國の公益企業および工業企業への貸付を合わせると、総合計は 2,997,395,287ドルになる。(V. Carosso, p. 212より引用)

Thomas W. Lamont, *Henry P. Davison* (1983) p. 187; Harold G. Nicolson, *Dwight Morrow* (1985) chap. IX; Vincent P. Carosso, *Investment Banking in America* (1970) pp. 204, 211-12, 216.

④ Carosso, *op. cit.*, p. 201.

⑤ たゞそれは、一五年十月の Anglo-French 5 year loan (\$500,000,000) の利率は、五パーセント、一六年十月の United Kingdom of Great Britain and Ireland 3 year loan (\$150,000,000) の利率は五・五パーセントであったのに対して、一六年四月、リー商会の三年間、五百万ドル(中国借款の利率は六パーセント)、一六年十一月、シカゴの大陸商業信託貯蓄銀行の(三年間、五百万ドル)中国借款の利率は六パーセントであった。またアメリカ國內で発行された自由公債の利率をみても、第一回が三・五パーセント、第二回が四・一セント、第三回、第四回が四・五パーセント、第五回の勝利債では四・七五パーセントであり、いずれの場合も、中国借款の利率の方が高かった。Nicolson, *op. cit.*, p. 178; Department of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States 1916*, pp. 129, 139; Charles Gilbert, *American Financing of World War I* (1970) pp. 120-39.

⑥ リー商会が進出した中国の投資市場の状況は、簡単にのべれば次のようであった。本来、中国投資をめぐると列強間の競争は、主として中国の財源、つまり投資に対する担保をめぐって行なわれたといつても過言ではない。特に一九世紀末以来、中国政府は慢性的な財政難に加えて、列強の圧力の下に、鉄道敷設権、鉱山採掘権のみならず、関税、塩税、煙酒税など國內のありとあらゆる財源を担保に入れて、外國から借款をつつけてきた。にもかかわらず政府は、財政

難を克服しえず、そのために既に抵当に入れている財源までも再び担保に入れて、別の投資家から資金を借り入れざるを得ない状態にあった。中国側のこのような契約違反に対して投資家は、外交ルートを通して中国政府に抗議したが、中国政府の一方的な行為によって、投資国の間に担保をめぐる緊張が生じることが少なくなかった。つまり、リー商会が進出したようにした一六年当時の中国には、担保に入れるべき新しい財源は、事実上皆無に等しかった。

① リー商会の中国投資に対するモルガン商会の妨害および、両者の利害の調整を試みたが失敗に終わった國務省の努力については、Takeshi Matsuda, "Woodrow Wilson's Dollar Diplomacy in the Far East: the New Chinese Consortium, 1917-1921" Diss. University of Wisconsin, 1979 の第三章を参照。

② 二十一ヶ条要求に関する研究は、わが国では石田栄雄「二十一箇条問題と列強の抵抗——米国との関係——」（日本國際政治学会編『日本外交史研究——大正時代——』一九五八）所収、山本四郎「参戦・二十一ヶ条要求と陸軍」（『史料』五七巻三号、一九七四）、味岡徹「第一次大戦初期の中国民族運動——二十一ヶ条要求と中国民族」（『歴史学研究』別冊特集、一九七九年十月）がある。また、アメリカでは Paul S. Dull, "Count Kato Komei and the Twenty-one Demands" *Pacific Historical Review* vol. XIX No. 2 (May 1950) pp. 151-161; Marius B. Jansen, "Yawata, Hanyang, and the Twenty-one Demands" *Pacific Historical Review* vol. XXIII No. 1 (February 1954) pp. 31-48; Robert J. Goven, "Great Britain and the Twenty-one Demands of 1915: Cooperation versus Effacement" *Journal of Modern History* vol. XLIII (1971) pp. 76-106 がある。

③ たゞし、南滿鐵道借款（一四年）、四平街鄭家屯間鐵道借款（一五

年）、海關鐵道会社借款（一五年）などがある。日本興業銀行臨時史料室編『日本興業銀行五十年史』（一九五七）三〇—三二頁、鈴木武雄監修『西原借款資料研究』（一九七二）六三—六五頁。

④ Arthur S. Link, ed., *The Papers of Woodrow Wilson* vol. 28, 1913 (1978) pp. 16-18, 21-22; Link, *op. cit.*, pp. 84-87.

⑤ Wilson to William J. Bryan, April 27, 1915; Bryan Letter books, Bryan Papers, Library of Congress, Washington D. C.

⑥ E. T. Williams Memorandum, June 26, 1916, 893.51/1696, Department of State, National Archives (以後D S N Aと略記) Washington D. C.

⑦ 「西原借款」に関する研究は、鈴木、前掲書「大森とく子」西原借款について（『歴史学研究』四一九号、一九七五年四月）、谷寿子「寺内内閣と西原借款」（『都立大学法学会雑誌』十卷一）波多野善大「西原借款の基本的構想」（『名古屋大学文学部十周年記念論文集』一九五八）、石井金一郎「西原借款の背景」（『史学雑誌』六五編一〇五号、一九五六）、高橋誠「西原借款の財政問題（一）」（『経済志林』第三六巻二号）、同「西原借款の展開過程」（『経済志林』第三九巻一、二号）がある。また、アメリカでは Frank C. Langdon, "Japan's Failure to Establish Friendly Relations with China in 1917-1918" *Pacific Historical Review* vol. 26, No. 3 (August 1957) pp. 245-279 がある。

⑧ 石井・ランニング協定に関する研究は、わが国では、岡部広治「ランニングと石井協定の意義」（『歴史学研究』一七五号、一九五四）、重光蔵「石井・ランニング協定」（日本國際政治学会編『日本外交史研究——大正時代——』一九五八、所収）、長岡新次郎「石井・ランニング協定の成立」（日本國際政治学会編『日本外交史の諸問題』一

九六八、所収)、B・F・ビヤーズ、入江昭「ランシングの対日政策」(日本国際政治学会編『日米関係の展開』一九六一、所収)、鹿島守之助「石井・ランシング協定」(『日本外交政策の史的考察』第十五章、一九五九)がある。またアメリカでは、Baron F. Beers, "Robert Lansing's Proposed Bargain with Japan" *Pacific Historical Review* vol. XXVI No. 4 (November 1957) pp. 391-400; Jeffrey J. Samburg, "Experiment in Containment: the United States Steel Embargo and Japan, 1917-1918" *Pacific Historical Review* vol. XXXIX No. 4 (November 1970) pp. 439-51 がある。

## 第二章 新アメリカ銀行団結成の契機

次に、一八年にアメリカ政府が、積極的な中国投資政策を採用するに至った、つまり新アメリカ銀行団を結成するに至った契機について検討してみたい。その契機は大別して、海外的なものと、国内的なものに分れるが、まず海外的な契機から検討を始めよう。

その第一の要因は、一七年の初めから、英仏それに日本からアメリカの借款団への復帰を求める働きかけがあったことである。リー商会による中国借款の挫折と時をほぼ同じくして、今度はシカゴ大<sup>①</sup>陸<sup>②</sup>商<sup>③</sup>業<sup>④</sup>信<sup>⑤</sup>託<sup>⑥</sup>貯<sup>⑦</sup>蓄<sup>⑧</sup>銀行<sup>⑨</sup>(以後シカゴ銀行と略記)が、一六年十一月に中国政府と借款契約を結んだ。このシカゴ借款は、無担保のリー借款とは異なり、煙酒税を担保にしていた。そのためにフランスおよび、借款団から抗議をうけることになった。というのは煙酒税を担保とするというシカゴ借款の一条件が、既に結ばれていた彼らの借款契約に抵触したからであった。このシカゴ借款をアメリカ単独による借款の最後の希望と考えていたウィルソン政府は、フランスの抗議は「門戸開放」の原則に反するものとして、毅然たる態度でのぞんだ。<sup>⑩</sup>

① 日米間の経済提携に關しては、鈴木、前掲書、有賀夏紀「アメリカ実業界と門戸開放——American International Corporationの中國大連河改修事業——一九二二—一九二八」、『アメリカ研究』八号、一九七四、および松田、前掲博士論文、第四章を参照。

② Breckinridge Long to Robert Lansing, August 4, 1917; Long's Comment on Williams's Memorandum, July 12, 1917, Long Papers, Manuscript Division, Library of Congress, Washington D.C.

シカゴ借款の契約が成立したことに最も大きな脅威を感じたのは恐らく日本であつたらう。というのは日本は、当時交渉が進展していたアメリカン・インターナショナル・コーポレーション（公益公司）の中国大運河改修事業に加えて、シカゴ借款を、巨大な資本の力を背景とするアメリカの中国進出の前触れと考えたからであつた。そこで日本は、アメリカの中国への投資活動に掣肘を加えるために、ありとあらゆる戦術を用いた。たとえば、中国政府への圧力および、より有利な借款の申し入れ<sup>⑤</sup>、シカゴ借款に不利になるような情報をアメリカの新聞に流すといった情宣活動<sup>⑥</sup>、日米間の経済提携<sup>⑦</sup>それに、シカゴ借款に対抗するため、国際借款団による中国借款の提案などであつた。

袁世凱没後（一六年六月）、中国政府は政情の安定をはかるため、その資金を再び外国に求めた。前述のシカゴ借款契約の成立は、その成功の例であるが、中国政府は同時に、五国借款団にも借款を申し込んでいた。中国政府の申し込みを受けた日本は、シカゴ借款に対抗しうる中国借款を協議するために、借款団会議を早急に開くよう提案した。

当時、中国へ自国の資金をまわす余裕をもたない英仏露の各国は、複雑な気持で日本の提案を受け入れた。というのは三国、特に英仏は、日本の提案に応じない場合、日本が単独で中国に借款し、しかも小額の前貸金で利権を独占するのではないかと恐れたからであつた。そのようなわけで一七年一月三十日に、ロンドンで第二次善後借款に関する借款団会議が開かれた。ロンドン会議の重要な決議事項のみを列記すれば、一つは、借款金額は一千万から二千万ポンドの間とする一方、担保は塩税のほかに、地租を追加担保とし、日本人顧問<sup>ナシスベグ</sup>が地租の整理、監督にあたること、二つは、中国債の発行は日本とアメリカがあたることとし、アメリカ銀行団に対して、借款団への復帰と第二次善後借款への参加を呼びかけること、の二点である。⑧。いうまでもなく、アメリカの借款団への復帰を求める意図は、各国さまざまであつた。たとえば日本の場合、第二次善後借款および、後述する幣制借款といつた大型借款を単独で引き受けうるほどの資本力をもたなかつたので、日本は当時残された唯一の出資国アメリカと折半して投資しようと考えていた。それにもまして重要なことは、日本はアメリカを再び借款団内に引き込んで、それによってアメリカ単独の投資活動に掣肘を加えようとしたの

であった。ではイギリスの場合はどうか。日本の揚子江流域への進出および、中国政府への単独借款に神経をとがらせていたイギリスは、日英同盟関係から生じる制約および、戦争のために自国の資金を中国にまわすだけの余裕をもたなかったこともあり、日本の単独行動を有効に抑制しえない立場にあった。そこでイギリスは、アメリカに借款団への復帰をすすめることによって、アメリカに東アジアの問題にこれまでよりも深く係わらせ、イギリスに代わって日本を抑制してもらおうと考えた<sup>⑩</sup>。さらにイギリスは、アメリカが借款団に復帰した暁には、一時的にせよイギリスの分までもアメリカに出資させ、それによって既存のイギリスの在华利益を守ろうとした。そしてアメリカを説得する際、イギリスは東アジアにおける英米の利益の一致と両国の協力の必要性を強調したのであった。以上、注目すべき事実は、一七年の初め以降、協商国側からワシントンおよび、ニューヨークに対して、アメリカの借款団への復帰をうながす働きかけが絶え間なくされたということである。

新アメリカ銀行団の結成に至らしめた海外の第二の要因は、「西原借款」に象徴されるように、一七年から一八年にかけて活発化した日本の中国への投資活動である。特に、一七年七月、中国政府からの幣制借款の申し込みに対し、日本がすぐさまそれを引き受ける意志を表明したことにより、幣制借款をめぐる日米の角逐が表面化したことである。幣制借款に対する優先権<sup>ホランソフ</sup>を持っていた英仏は、それへの出資が出来なかったので、幣制借款の申し込みを取り下げるよう、中国政府に勧告した。というのは英仏両国は、既に多額の負債をかかえている中国が、幣制借款でさらに巨額の借金をすることは、ますます中国に対する日本の影響力を増大させることになる、と恐れたからであった<sup>⑪</sup>。しかし中国政府は、幣制改革の必要性と財政難を理由に、英仏の忠告を退けた。それに日本が、中国政府の申し入れを引受ける用意のあることを表明したことから、英仏による中国政府の説得工作は完全に失敗した。そこでアメリカが単独で同借款を引受けるか、または借款団に復帰してそれに参加しない限り、幣制借款は事実上、日本が単独で行なうという可能性が強くなってきた<sup>⑫</sup>。

では、日本、イギリスから幣制借款への参加の要請を受けていたアメリカは、幣制借款をどうとらえていたのか。ウイ

ルソン政府は、中国投資事業の中で幣制借款を特別視していたが、それは次の三つの理由にもとづいていた。一つは、一九〇三年の米清通商条約締結<sup>⑮</sup>以来、中国の幣制改革に関心を抱いていたアメリカは、その事業をアメリカ人の手でやりたいといった野心を持っていたこと、というのはいはアメリカは、幣制改革が単に中国の近代化にとって最も重要な事業の一つであるだけでなく、中国への経済進出の重要なステップでもある、ととらえていたのである。二つは、幣制借款に対して早急に何らかの行動をとらない限り、日本人が幣制改革を断行する可能性がでてきたこと、つまり幣制改革の顧問に日本人を採用するという了解<sup>⑯</sup>が、すでに借款団メンバーの間にあることを知ったアメリカ政府は、事態をこのまま放置すれば、幣制改革に対して長年抱きつづけてきた夢を、日本に踏みこじられてしまうだけでなく、それによって日中間に円ブロックといった緊密な金融関係ができ、中国がますます日本の勢力圏内に入ってしまうかも知れない、といった懸念を抱いていた<sup>⑰</sup>。以上の二点が、アメリカ政府が幣制借款を特別視していた理由であった。さらに、「幣制借款」問題に対するアメリカ政府の即断と行動を求めたものに、次の二つの要因があった。一つは、一二年に結んだ善後借款に関する六国借款団協定の期限が、一七年六月十八日に切れ、それによってアメリカ銀行団は、最早同協定に拘束されなくなったという事実で、もう一つは、英仏が握っていた幣制借款に対する優先権の期限、つまり一七年十月十四日が間近にせまりつつあったという事実であった。

以上のごとく、一方では日英仏から借款団への復帰の働きかけがあり、他方では幣制改革に対する日本の野心が表面化したことにより、アメリカ政府は一七年の半ばから、中国投資政策を真剣にかつ具体的に再検討するようになった。そして国務省のB・ロングおよび、E・T・ウィリアムズは、後に採用されることになる新四国借款団政策の青写真と、新アメリカ銀行団の結成を企画するのであった。しかし政策の立案が、まだ国務省の下級官僚のレベルで行なわれていたこと、戦争の遂行が国策の最優先を占めていたことなど、一七年段階では国内的にまだ機が熟していないこともあって、ロング、ウィリアムズの青写真が、政策として採用されるにはあと一年またねばならなかった。その理由のくわしい説明は後に譲

ることにして、次になぜ國務省が、新四国借款団の結成を政策として採用したか、を検討してみたい。

國務省において東アジア問題、特に中国借款の問題を担当したのは、第三次官ロングと極東部長ウィリアムズであった。二人は、「幣制借款」問題に対して、次の三つの戦術を検討した。第一は、アメリカの単独借款という戦術であった。彼らの意見は、この戦術は確かに望ましいことに違いないが、その場合、日本は中国政府の要人を買収したりして、アメリカの事業を妨害することが大いに考えられたので、単独借款の成功率は低い、ということであった。結局、そのような理由で第一の戦術は退けられた。第二は、日米両国による共同借款という戦術である。この戦術にも難点があった。それは、日米が共同出資する関係上、恐らく幣制改革の顧問に、日米からそれぞれ一人、計二人が採用されることになるが、二人の意見が食い違った場合、それが日米間の政治的対立に発展する可能性をもっている、という点であった。このような理由で第二の戦術も退けられた。第三は、アメリカのイニシアティブの下に、新たに国際借款団を結成するという戦術で、それは直接的には、幣制改革の顧問に日本人が採用されるのを阻止する案として考えられた。第三の戦術は、同時に次の四つの利点をもっていた。一つは、新国際借款団の結成は、アメリカの借款団への復帰、すなわち英仏の要請に答えることを意味するから、その代償として英仏から、中国における彼らの勢力範囲の撤廃の約束が期待できること、二つは、日本の単独行動を抑制したり、勢力範囲の拡張をはかる列強の野心をくじくには、これまでの経験からいって、借款団の外に立つよりも、その内にいる方がより効果的であること、三つは、中国の幣制改革に対し、アメリカは発言権を行使しうること、四つは、リー借款、シカゴ借款にみられたように、アメリカの単独借款は列強の妨害にあり、実際にはその成功の見込みがほとんどないのに対し、借款団の一メンバーとして参加する場合、列強の妨害を心配する必要のないこと、以上の四点であった。このようにして國務省は、戦術として新国際借款団の結成を決定したのである。それでは、ロング、ウィリアムズが考案した新国際借款団および、新アメリカ銀行団の青写真とはどのようなものであったろうか。

ウィルソン政権、すなわちロングおよびウィリアムズは、現存する五国借款団および、その構成メンバーである各国の

銀行団に、望ましくない側面が二つある、と考えていた。すなわちその側面こそが、一三年三月、ウィルソンにある有名な声明を出させたものなのである。一つは、借款団および、各銀行団が独占体であるという側面、つまり各銀行団内に一投資銀行が支配的な影響力をもち、それが、政府の監督の入り込む余地のないほどの「自由裁量権」<sup>カルトウツラレンツェ</sup>を握っていること、二つは、借款団の投資事業が中国の主権を侵害し、中国人民を搾取する性格をもっていること、つまり借款団のメンバーが、借款団を通して自国の勢力範囲を強化してきた、という側面であった。要するに、ロング、ウィリアムズが指摘したかったのは、モルガン商会をリーダーとするアメリカ銀行団が他の投資銀行のそれへの参加を拒んで、中国投資事業を独占しているという点と、政府が国際金融資本家の活動を監視し、それをチェックしうる制度<sup>メカニスム</sup>が現存のアメリカ銀行団にはないために、アメリカ政府を好むと好まざるとにかかわらず、外国との対立・紛争および、中国の内政干渉に巻き込む危険性をもっている、という点であった。そしてロングは、以上の二点をふまえて、一七年七月三十日に新アメリカ銀行団と新国際借款団の青写真をつくった。その青写真とは、(一)投資銀行がアメリカ銀行団内で、支配的な影響力を行使することのないように、その構成メンバーを拡大して、力の分散をはかり、そして(二)政府が、中国の主権を侵害するおそれのあるような国際借款団の事業を予めチェックできる制度を確立するための、「モデル・プラン」であった<sup>③</sup>。このようにして新借款団の青写真は、早くも一七年夏に出きあがっていたのである。が、それを政策として実施するまでに、あと一年待たざるを得なかった。それはなぜだったのか。その間に答えるために、次に新アメリカ銀行団結成の国内的な契機を検討してみたい。

すでに述べたように、一三年からアメリカの参戦に至るまで、ウィルソン政権とウォール・ストリートは、中国投資に関する限り平行線をたどり、その関係は、相手側に対し不信と嫉妬を抱くといった冷たい関係であった。そのような関係を相互信頼にもとづく緊密な関係へと変えた最大の要因はアメリカの参戦であり、特に四回に及ぶ自由公債キャンペーン<sup>④</sup>にみられた、ウォール・ストリートの政府への協力とそれへの貢献であった。一旦戦争に突入するや、政府はもちろんの

こと財界にとつても、戦争勝利が最大の目標となつたことはいふまでもない。政府は、英仏への貸付けは両国の戦力を維持する上で不可欠であり、その意味で自由公債の発行は戦争遂行上の重大な政策課題である、と考へていた。そこで政府は、愛国心に訴へて財界の自由公債キャンペーンへの協力を求めた。それに対して財界も、戦争勝利のために政府に積極的に協力した<sup>②</sup>。そして政府および財界の指導者が認めるように、自由公債キャンペーンは大成功をおさめた<sup>③</sup>。

政府と財界との信頼関係を回復させよう一つの重要な要因は、財界の協力の代償として財界優遇措置を講じたという点にある。思うに、自由公債は、民間証券、特にウォール・ストリートが大規模に投資している鉄道証券<sup>④</sup>の価格を引き下げることにになり、それが投資銀行家の大きな悩みの種であつた。財界のそのような悩みに対して、政府は一八年四月、戦時金融公社 (War Finance Corporation) を設立して、鉄道会社に信用を供与した。その措置は鉄道証券の値下がりを防ぎ、よつて財界の心配の種をとりぞいたのであつた<sup>⑤</sup>。そしてここに政府と財界との間に、相互信頼にもとづく協力関係の枠組ができたのである。政府と財界との間に相互信頼が回復されたことの他に、自由公債キャンペーンを通して、銀行家の間に緊密な協力関係ができたこと、また戦時景氣を通して、シカゴをはじめ、フィラデルフィア、セントルイスなど、ニューヨーク以外の金融の中心地が台頭し、それによつてウォール・ストリートも、今やこれらの銀行の存在を無視しえなくなつたという事実も、あわせて記憶しておく必要がある。以上のように、参戦を契機に政府と財界の関係は、緊密度を増していったのである。それでは新国際借款団と新アメリカ銀行団の結成の青写真が、一七年の夏に完成していたのにもかかわらず、なぜ一八年の夏までその実施が延びたのか、その理由を次章で検討してみたい。

① Lansing to the Continental and Commercial Trust and Savings Bank, November 16, 1916, 893.51/1707, Department of State,

*Papers Relating to the Foreign Relations of the United States 1916*

(以後 FRUS と略記) pp. 138-143.

② Reinsch to Lansing, November 27, 1916, 893.51/1713 DSNA.

③ Reinsch to Lansing, November 29, 1916, 893.51/1735 FRUS 1916, pp. 143-45.

④ Wilson to Lansing, December 1916, 893.51/1718.5; Lansing to Reinsch, December 5, 1916, 893.51/1716, DSNA.

⑤ Reinsch to Lansing, January 15, 1917, 893.51/1726, FRUS 1917,

p. 116.

⑨ Lansing to Wilson, January 17, 1917, 893.51/1746a. DSNA; E. T. Williams's Memo, January 31, 1917, Long Papers.

⑩ 第一章の註⑨を参照。

⑪ Sir C. Green to Balfour, January 6, 1917; Papers Communicated by Japanese Ambassador (Paraphrase of Telegram from Viscount Motono, dated Tokyo, January 10, 1917) January 11, 1917, *Further Correspondence respecting Chinese Loans and Concessions* Part V (1917) (以後 *Chinese Loans and Concessions* と略記) FO 405, 223, Foreign Office, Public Record Office, London.

⑫ Lord Robert Cecil to Alston, January 30 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223; Morgan, Grenfell & Co. to J. P. Morgan & Co., March 2, 1917, 893.51/1755, FRUS 1917, p. 128; 鈴木 前掲書 七五—七六頁。

⑬ 借款団への復帰の他に、イギリスのアメリカへの働きかけは、アメリカ資本の導入を条件とした。英米共同の湖広鉄道建設の申し出がある。British and Chinese Corporation to Foreign Office, January 24, 1917; Foreign Office to British and Chinese Corporation, January 27, 1917; Charles Addis to Foreign Office, January 23, 1917; Balfour to Alston, February 5, 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223.

なお、湖広鉄道をめぐる英米関係については、別の機会にめぐわしへ検討する予定である。

⑭ 一七年の初めから中国は政局の不安定が続き、借款団との第二次善後借款交渉は、中止状態にあった。しかし七月、張勳らの清朝復辟運動が失敗に終り、第二次段祺瑞政権が成立するや、中国政府は借款団に対して、今度は幣制改革を目的とする二千万ポンド（一億ドル）二

億圓）に及ぶ借款を申し込ごうとした。Alston to Balfour, August 13, 1917; Alston to Balfour, August 14, 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223; 鈴木 前掲書 七五—七八頁。

⑮ Balfour to Sir C. Spring-Rice, August 18, 1917; Balfour to Alston, September 15, 1917; Balfour to C. Spring-Rice, September 27, 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223.

⑯ Charles Addis to Foreign Office, September 18, 1917; C. Green to Balfour, September 22, 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223.

⑰ しかし日本は二億圓に及ぶ幣制借款を単独で引受ける資力を持たずあわせようなかったのび、日本政府は、アメリカと折半する形で参加したい意向を表明していった。したがって、日本単独による借款の可能性は実際にはほとんどなかった。C. Green to Balfour, September 22, 1917, *Chinese Loans and Concessions* Part V (1917), FO 405, 223.

⑱ たゞし、一九一〇年十月二十七日に清朝とアメリカ銀行団の間で締結された幣制改革実業開発公債仮契約、および幣制借款を四国借款団の共同事業とした、一九一一年四月十五日の幣制改革公債本契約などによる。Charles Veitler, *The United States and China, 1906-1913* (1965) p. 176 ff.; 拙稿「マニラと中国の政権とウォール・ストリート(上)」。

⑲ 一七年一月三十日のロンドン会議では、次の二つの点で借款団メンバーの間に了解が成立していた。一つは、第二次善後借款契約が締結された暁には、幣制借款はその一部として併合されること、二つは、次の外国人財政顧問には、日本人が任命されること、以上の二点であった。したがって幣制借款が成立すれば、日本人が顧問に採用される

らにたいしては、Aiston to Balfour, September 15, 1917, *Chinese Loans and Concessions Part V* (1917), FO 405, 223; 鈴木 前掲 卷、十七頁。

⑭ E. T. Williams's Memorandum for the Secretary, October 10, 1917, Long Papers.

⑮ 國務省の機構に關しては、次頁の圖表を參照。なほ、世紀轉換期から二〇世紀初頭に至るに於ては國務省機構改革運動について、別の機会に論じたい。

⑯ E. T. Williams's Memorandum for the Secretary, October 10, 1917, Long Papers.

⑰ Williams's Memorandum, June 26, 1917; Williams's Comment, June 26, 1917; Long's Memo, July 30, 1917; Williams's Memorandum on "Objections to the Reorganization Loan to China" June 25, 1918, Long Papers; Wilson to Lansing, July 4, 1918, 898, 51/2514, DSNA.

⑱ 財務省は、四回にわたる總額一七〇億ルルの自由公債を、一九九四月には四五億ルルの勝利公債を発行した。次頁の圖表を參照。

⑳ ヴォール・ストリートへの投資、銀行は、戦争公債機構、全米戰時證券委員会から、自由公債委員会を通じて、財務省の公債販売の促進に貢献した。自由公債委員会には、各種準備区にわたる組織が、Benjamin Strong (Chairman of the Committee, Governor of the Federal Reserve Bank of New York), George F. Baker (First National Bank), J. P. Morgan (J. P. Morgan & Co.), Seward Prosser (Bankers Trust Co.), Charles H. Sablin (Grantly Trust Co.), Jacob H. Schiff (Kuhn, Loeb & Co.), Frank A. Vanderlip (National City Bank), Albert H. Wiggin (Chase National Bank),

William Woodward (the Hanover National Bank of New York), James S. Alexander, Allen B. Forbes, Gates W. McGarrath, などに頼られた。Carosso, *op. cit.*, pp. 226-27; Frank A. Vanderlip to Charles Christianson, May 18, 1917, Vanderlip papers, Baker Library, Columbia University.

㉑ Carosso, *op. cit.*, pp. 225-26; Gilbert, *op. cit.*, pp. 123, 128.

㉒ 吳天幹『アメリカ金融資本成立史』(昭四六) 第五章を參照。

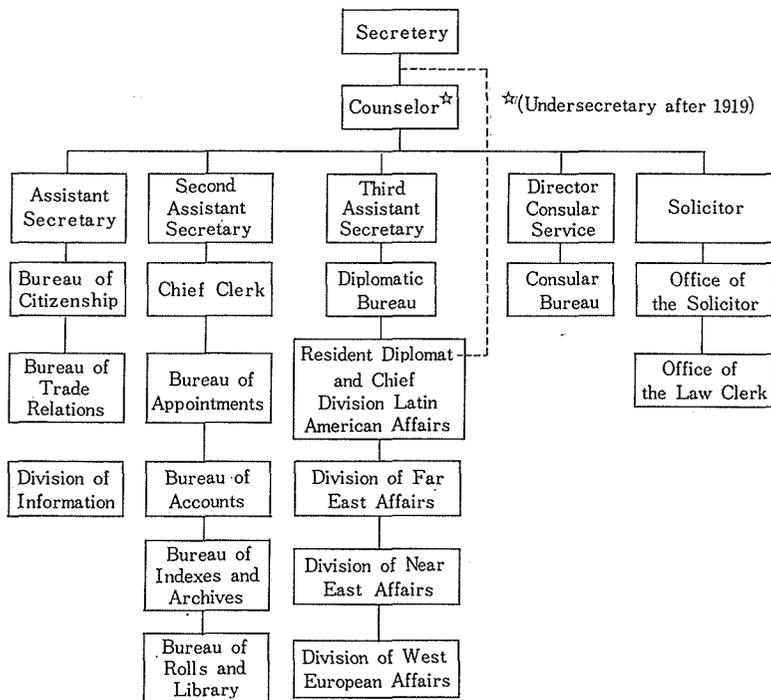
㉓ Carosso, *op. cit.*, pp. 227-230.

㉔ たゞ一九一七年十一月、ウォルソンの要請で、セルガン商会のメルク・W・ラキントが、經濟・財政問題の顧問に就任したことは、政府と財界の新しい關係を象徴的に物語っている。

㉕ たゞ、この新アメリカ銀行団の構成をみれば、ヒューミョーク以外の地域の台頭がうかがえる。旧アメリカ銀行団のメンバーが、ウォール・ストリートの四大銀行(セルガン商会、タン・ローブ商会、ナショナル・シティ銀行、マナー・スト・ナショナル銀行)に限られていたのに対し、新アメリカ銀行団は、合計三十三の銀行からなっている。(但し、マナー・スト・ナショナル銀行は、セルガン商会と同系列のため、結成後すぐに銀行団から脱退した。)

**New York City:** J. P. Morgan & Co., Kuhn, Loeb & Co., First National Bank, National City Bank of New York, Grantly Trust Co., Chase National Bank, National Bank of Commerce, Bankers Trust Co., Central Union Trust Co., Equitable Trust Co., Harris, Forbes & Co.,  
**Philadelphia:** Commercial Trust Co., Fidelity Trust Co., Girard Trust Co.  
**Boston:** Lee, Higginson & Co., Kidder, Peabody & Co., First

注⑧の図



Richard A. Johnson, *The Administration of United States Foreign Policy* p. 60  
(University of Texas Press, 1971)

注⑨の表

自由公債と勝利公債

(単位100万ドル)

	発行年月日	認可発行額	募集額	応募額	割当て額
第1次自由公債	17. 05. 14	\$ 5,000	\$ 2,000	\$ 3,035.2	\$ 2,000
第2次	17. 10. 01	4,500	3,000	4,617.5	3,808.8
第3次	18. 04. 06	2,500	3,000*	4,176.5	4,176.5
第4次	18. 09. 28	8,000	6,000	6,992.9	6,964.5
勝利公債	19. 04. 21	7,000	4,500	5,249.9	4,498.3
合計		\$27,000	\$18,500	\$24,072.1	\$21,448.1

(註) 数字は概数としたため、合計額は実際の額と多少ずれることがある。

\* 認可発行額より5億ドル多いのは第1次及び第2次の認可発行額の中の未発行額の一部を加えたためである。

図表は Charles Gilbert, *American Financing of World War I*, p. 139 のテーブルに筆者が発行年月日を加えて作成したものである。

National Bank, National Shawmut Bank, Old Colony Trust Co.	Mississippi Valley Trust Co.
Chicago : Continental & Commercial Trust & Savings Bank,	San Francisco : Anglo & London-Paris National Bank, Bank
First Trust & Savings Bank, Harris Trust & Savings Bank,	of California, Wells Fargo Nevada National Bank.
Illinois Trust & Savings Bank, Northern Trust Co.	New Orleans : Whitney National Bank.
Pittsburgh : Union Trust Co., Mellon National Bank.	The American Group to the Secretary of State, July 16, 1918.
St. Louis : St. Louis Union Trust Co., Mercantile Trust Co.,	FRUS 1918, pp. 178-79.

### 第三章 政策決定過程と圧力集団

ロングの青写真の実施が遅れた主な原因は、中国借款に対するウィルソン政権内の意見の食い違いおよび、官僚機構にありがちな事務処理上の不手際にあった。一七年九月から一八年六月にかけて、国務長官ロバート・ランシング (Robert Lansing) は、財務省、陸軍省、商務省などの関係閣僚および、大統領に対し、繰返し中国借款の重要性と新国際借款団結の必要性を力説してきた。たとえば、幣制借款の重大な政治的影響を認識していたランシングは、一七年九月十九日、財務長官ウィリアム・マッカドック (William McAdoo) に中国借款引受けの認可を求めた<sup>①</sup>。しかし当時、財務省は自由公債キャンペーンに忙殺されていたため、ランシングは財務長官からなかなかその返事がもらえなかった。それというのも、ランシングの手紙が陸軍省にまわされていたからである。そのことを知ったランシングは、早速陸軍長官ニュートン・D・ベイカー (Newton D. Baker) に対して、中国借款の必要性を説き、ついに国務長官は、軍事的見地からみて中国借款は望ましい、との回答をベイカー長官から得た<sup>②</sup>。

陸軍省から「青信号」をもらって気をよくしたランシングは、今度は十月と十一月の二度にわたって、中国借款のもつ政治的な重大性に大統領の注意を喚起した<sup>③</sup>。しかし戦争勝利を最優先に考えていたウィルソンからは、何ら具体的な返事は帰ってこなかった。そこで国務省は、財務省の反対を克服するために、ロング自らが財務省の代表のアルバート・スト

ラウス (Albert Strause) と会談し、国務省の具体案について協議した。そこでもロングは、中国借款が政治的に必要なこと、そして中国借款のために新アメリカ銀行団の結成が必要なこと、の二点を強調するとともに、ストラウスに自分の企画した「モデル・プラン」を説明した。その中でロングは、ウォール・ストリート、すなわち旧アメリカ銀行団と関係のないシカゴ銀行のジョン・J・アボット (John J. Abbott) が中心になって、新アメリカ銀行団を結成すべきだ、と主張した。ロングはこの時すでに、アボットに新アメリカ銀行団の結成を指示していたのであったが、これは、民主党員であるロング自身が中西部のセントルイス出身であることに加えて、彼がウォール・ストリートに対していかに強い不信感を抱いていたかを物語るものである。それに対してストラウスは、現時点は自由公債キャンペーン中であることから、国民の流動資金を吸い上げってしまうことになる中国借款は、戦争遂行上望ましくない、と答えた。さらにストラウスは、自由公債キャンペーンに対するウォール・ストリートの協力とその貢献ぶりを指摘した後、新アメリカ銀行団の結成は、ウォール・ストリートが中心になって行なうべきだ、と反論した。⑤すなわち財務省は、自由公債キャンペーンの成功を第一義に考えており、そのためにはウォール・ストリートの協力は不可欠であると信じていた。そのような配慮から財務省は、ウォール・ストリートの銀行家を疎外したくなかったのである。⑥ロングとストラウスの会談によって、中国借款の政治的側面を重視する国務省と、中国借款が自由公債キャンペーンに与えるマイナスの影響を重視する財務省との立場が、一層明らかになった。この間、アボットをはじめジェネラル・エレクトリック社のM・A・アウディン (Maurice A. Audin) 海外事業部の部長らが、さかんに国務省、商務省に対して、中国借款の問題を閣議でとりあげるよう働きかけていた。⑧しかし前述したように、財務省の立場ゆえに一七年の暮の段階では、中国借款の見通しは全く暗かった。⑨

一八年が明けるや、国務省に一つの希望がみえてきた。というのは一月二十二日に、ランシングは、中国借款が政治的配慮から必要であるならば、財務省はそれに異議は唱えない、という条件付きではあるが、中国借款を認可する旨の手紙をマッカドゥ長官から受け取ったからである。⑩財務省が中国借款に対するこれまでの立場を修正した主な理由は、第一回

及び第二回の自由公債募集の実績から、自由公債による将来の資金作りの見通しは明かるとマッカドゥが判断したためであった。ともかくマッカドゥからの返事は、ランシングを勇気づけるものであった。ランシングは、即時行動に移すべき時がきたと判断し、二月十一日に、大統領に中国借款と新アメリカ銀行団の結成をうながす建言書を提出した<sup>⑩</sup>。しかし丁度その時、政府は四月六日に発行される第三回目の自由公債を計画していた。このようにして、またしてもランシングは機を逸してしまった。一方、アウディンはその間も絶え間なく、商務長官ウィリアム・レッドフィールド (William C. Redfield) をついで、政府の即時かつ適切な行動を求めている。中国借款のネックになっているのは財務省であると知らされた商務長官は、アウディンに一つの妙案を与えた。それは、商務省や国務省に直接建議することよりもむしろ、アウディン自らが、ウォール・ストリートの有力な銀行家に直接、中国借款の必要性を説き、そして銀行家自らが、財務長官を説得する、といった戦術をとってはどうか、という旨の忠告であった<sup>⑪</sup>。商務長官の忠告が、果して効を奏したか否かはさておき<sup>⑫</sup>、当時アメリカでは第三回目の自由公債キャンペーンが、はなばなしく展開されていた。そしてまさにこの時、すなわち一八年五月に、新アメリカ銀行団結成の直接の引き金となった、いわゆる「煙酒公売借款」の問題が新たにクローズ・アップされたのである。

国務省は、一八年五月末に米駐華公使ポール・S・ラインシュ (Paul S. Reinsch) から、「朝鮮組」と称する日本の一銀行団 (西原亀三) が、中国政府 (曹汝霖) と煙酒税を担保とする借款を交渉している、との情報を得た<sup>⑬</sup>。前述したように、煙酒税はシカゴ借款の担保に入っていたことからして、「煙酒公売借款」を引受けようとする日本の行為は、アメリカの利益に直接抵触するものであった。国務省を刺激したのはそれだけではなかった。この「煙酒公売借款」は、中国政府が自国の煙草産業を国有化する政策の一環として考えられたものであった。北京政府は、煙草産業の振興と煙草税の増収をはかるため、日本人を顧問に採用し、その指導の下に煙草の作付けから製造・販売までの監督、および煙草税務局に入ってくる歳入の管理を強化しようとしていた<sup>⑭</sup>。つまり中国政府の計画は、一九〇二年以来、中国において大規模に操業してき

た英米煙草会社（The British-American Tobacco Company 以後BATと略記）の利益を脅かすものでもあった。<sup>15)</sup>「煙酒公売借款」交渉の知らせに驚いたシカゴ銀行および、BATの代表は、早速自社の利益の保護を求めて、しかるべき措置を講ずるよう政府に要請した。特にロングは、以前から親しい関係にあったアボットから、シカゴ銀行の窮状を知らされ、すぐさま同銀行の利益を守る決意をした。<sup>16)</sup>一方、BATの方も、六月十八日にノースカロライナ選出の上院議員リー・S・オーバーマン(Lee S. Overman)を動かして、ランシング長官に同社の利益保護を訴えるとともに、社長J・B・デューク(James B. Duke)自ら、ランシングやレッドフィールドに会見し、政府の適切な措置を求めた。<sup>17)</sup>

かくして国務省は、特殊利益集団の要請にすばやく反応し、行動に移した。アボットから、シカゴを中心とする新アメリカ銀行団の結成の努力が失敗に終わった、と知らされていたロングは、ついにストラウスから、財務省の意見を入れて、ウォール・ストリートの大手銀行を含む新アメリカ銀行団の結成を決意した。そしてロングは、六月二十日に、財務次官R・レッシングウェル(Russell Leffingwell)、『戦時貿易評議会(War Trade Board)』のA・ストラウスそれにアボットと会合をもち、中国借款の具体案を協議した。そこで四者は、次の二つの点で意見の一致をみた。一つは、中国借款は政治的に極めて重要であり、そのためには新アメリカ銀行団の結成が必要なこと、二つは、モルガン商会、クーン・ローブ商会、シカゴ銀行、リー商会、ギャランティ・トラスト商会の代表を招いて、中国借款について政府と会合をもつこと、以上の二点であった。<sup>18)</sup>ロングから新アメリカ銀行団の結成に関する上申書を手にしたランシングは、そのままの形でその日のうちに、大統領に手渡した。<sup>19)</sup>かくして翌日の六月二十一日、ウィルソンからその認可があり、新アメリカ銀行団の結成が正式に決定された。<sup>20)</sup>つまり、アボットが政府の保護を要請してからわずか二週間以内に、ワシントン政府は新アメリカ銀行団の結成に向けて動き出したのである。

① Lansing to McAdoo, September 19, 1917, 893.51/1807 DSN.A.

893.51/1810; Lansing to Baker, September 22, 1917, 893.51/

② Oscar T. Crosby to Newton D. Baker, September 21, 1917,

1814a; Baker to McAdoo, September 25, 1917, 893.51/1813

DSNA.

- ③ Lansing to Wilson, October 22, 1917, Long Papers; Lansing to Wilson, November 22, 1917, 893.51/1840a, 893.51/3008b DSNA.
- ④ Abbott to Long, November 19, 1917, 893.51/2001; E. T. Williams's Recommendation, November 11, 1917, 893.51/1840a DSNA; Recommendations, November 21, 1917, Long Papers.
- ⑤ Long's Memo, November 24, 1917, Long Papers.
- ⑥ Albert Strauss's Memorandum for McAdoo, November 24, 1917, 893.51/1841; McAdoo to Lansing, December 10, 1917, 893.51/1841 DSNA.
- ⑦ シュネル・エレクトリック社(G. E.)は、一八九二年、ケルガンの商會、リー商會からの働きで、トムソン・エドモントンとヒジンの二大企業が合同してできた電気会社である。一九〇四年には東京電気株式会社と、一〇年には芝浦製作所とそれぞれ資本及び技術提携の關係に入り、東アジア市場へと進出した。特に第一次大戦中、G. E.の海外事業は三倍以上に増大し、一九年には、別会社「インターナショナル・シユネラル・エレクトリック社」を組織した。そして社長にはシユネール・スウォープ、副社長には、M. A. アブヂェムを迎えた。Mira Wilkins, *The Emergence of Multinational Enterprise* (1970) p. 94; Carl Parrini, *Heir to Empire* (1969) pp. 29-30, 192; 坂本隆、前掲書、六五—六六頁、小林繁義『G. E.』(昭四五)一一四—一一六頁。
- ⑧ William C. Redfield to M. A. Outin, January 3, 1918, R. G. 40, Box 434 Department of Commerce, National Archives (以後DCNAと略記); Outin to Redfield, January 5, 1918; Redfield to Lansing, January 8, 1918; Redfield to Outin, January 9, 1918,

R. G. 40, Box 434 DCNA.

- ⑨ Lansing to Redfield, January 11, 1918, R. G. 40, Box 434 DCNA.
- ⑩ Long to Lansing, January 23, 1918, Long Papers.
- ⑪ Lansing to Wilson, February 11, 1918, Long Papers.
- ⑫ Redfield to Outin, March 22, 1918, R. G. 40, Box 434, DCNA.
- ⑬ 「ハネマン」煙草長年の忠告と謝意を表明しよう。Outin to Redfield, May 8, 1918, R. G. 40, Box 434, DCNA.
- ⑭ Reinsch to Lansing, May 28, 1918, 893.51/1897; *The Peking Leader* May 29, May 31, 1918, 893.51/1924; Reinsch to Lansing, June 5, 1918, 893.51/1902 DSNA; 小林三三郎『藤田正雄』大正七年六月二日、鈴木前掲書、一一九頁。
- ⑮ *ibid.*
- ⑯ B A T は、一九〇二年、J. B. チェーンの経営するアメリカン煙草会社(The American Tobacco Company)とイギリスの帝國煙草会社(The Imperial Tobacco Company)が合併してできた会社で、その総資本の三分の二はアメリカの資本が占められていた。B A T は、煙草の栽培から製造・販売まで一貫して行なう、中国の煙草産業を事実上独占していた。たとえはB A Tの中国における煙草販売高は、一九〇二年から一六年の間十倍に上がった。また、B A Tは、滿州を中心とする日本の東亞煙草会社との競合關係が強かった。Sherman G. Cochran, "Big Business in China: Sino-American Rivalry in the Tobacco Industry, 1890-1930." *Diss. Yale University* 1975, pp. 11-13; Reinsch to Lansing, June 5, 1918, 893.51/1902; J. B. Duke to Lansing, June 18, 1918, 893.51/1905 DSNA.
- ⑰ Abbott to Long, June 1, 1918, 893.51/1904; Long to Lockhart, June 3, 1918, 893.51/1903 DSNA.
- ⑱ J. B. Duke to Lansing, June 20, 1918, 893.51/1911 DSNA;

Redfield to Lansing, June 15, 1918, R. G. 40, Box 434 DCNA;  
 Roy W. Curry, *Woodrow Wilson and the Far Eastern Policy, 1913-1921* (1957) p. 192.  
 ② Abbott to Long, June 3, 1918, Long Papers.

③ Long's Memorandum, June 20, 1918, Long Papers.  
 ④ Lansing to Wilson, June 29, 1918, 893, 51/1905a DSNA.  
 ⑤ Wilson to Lansing, June 21, 1918, 893, 51/2513 DSNA.

#### 第四章 新アメリカ銀行団の結成とその意義

政府から招待を受けた大手銀行の代表者は、一八年六月二十六日、中国借款を協議するためにワシントンへやってきた。①  
 ロングは、政府と財界の初会合の目標を次の二点に設定した。一つは、一三年のウィルソン声明以来、ウィルソン政権に  
 対して抱いている旧アメリカ銀行団の敵対感情を和らげること、二つは、国際金融資本家の活動をウィルソン政府の国策  
 に組み込む方式をあみ出すこと、以上の二点であった。ランシングのあいさつ後、ロングの司会の下に実質協議が始まっ  
 た。ロングが予想した通り、旧アメリカ銀行団のメンバーは、政府に対する根深い悪感情を隠しはしなかった。そこでロ  
 ングは、銀行家に政府の中国借款政策を説明する一方、彼らの愛国心に訴えながら、新アメリカ銀行団の結成に対する銀  
 行家の協力を求めた。②第一回目の会合では、アメリカが中国へ経済進出するためには、門戸開放の原則の確立が必要と  
 と、その戦術として国際協調路線を採用すること、中国投資に対しては、政府と財界の協力が必要なこと、など中国借  
 款に関する一般原則が確認され、新アメリカ銀行団の具体的な案は、次回のニューヨークの会合で銀行側が提出すること  
 になった。③このようにして新アメリカ銀行団が結成されるまでに、政府と銀行側との会合が計三回持たれることになっ  
 たが、それらの会合を通して明らかにになった銀行側と政府の主張を整理すると、それは次のようである。

銀行側は、政府への協力の代償として、次の三つの基本的な条件を出した。一つは、戦争を契機に債権国に転じたアメ  
 リカが、戦後、世界経済の復興に主導的な役割を果す、重大な責任を持っていることを、政府は充分認識すること、そし  
 てそのような認識の下に、政府は戦後の資本輸出において、借款契約のスムーズな履行をはかるために、積極的な役割を

果すこと、二つは、ウィルソン政府がこれまでにとってきた、中国投資に対する消極的な態度が原因で、一般投資家は中国公債に不安を抱きつづけてきたわけであるが、その不安をとりのぞくために、政府は中国公債の発行時に、同公債が政府の要請の下に、しかもそれは政府の支持の下にある旨を、声明の形で公表すること、三つは、政府は、在外公館を通して収集した中国の財政に関する情報を銀行側に提供すること、以上の三点であった。これらすべては、銀行側への積極的な支持と協力を政府に求めたものであり、五年前に銀行側がウィルソン新大統領に求めた条件とほとんど同じ内容のものであった。

それに対して政府は、中国借款にはアメリカへの英仏の支持と協力が必要なこと、そのためには新国際借款団の結成が必要で、その一ステップとして新アメリカ銀行団の結成が必要であること、の二点を銀行側に説いた。そして政府は、銀行団結成に関して銀行側に次の三つの基本的な条件を提示した。第一は、アメリカ銀行団の構成メンバーを拡大して、それを真に全国的なものにすること、第二は、銀行側は、借款の契約条件を國務省に予め提出し、その認可をうけること、その際、中国の主権を侵害するおそれのある借款は、認可されないこと、第三は、新アメリカ銀行団への加入条件として、すべての銀行は、現在有する中国借款の優先権を全部放棄し、新アメリカ銀行団に譲渡すること、なおこの原則は、新国際借款団にも適用されること、以上の三点が、政府が銀行側に求めた条件であるが、ここでその三つの条件に含まれている政府の意図および、その意義を検討してみよう。

旧アメリカ銀行団の権力が、一握りの有力な銀行に握られていたことは既に述べたが、第一の条件は、銀行団のメンバーを拡大することによって、権力の分散化をはかるといった意図がこめられていた。この措置は、ウィルソン民主党の独占体に対する態度を反映したもので、特にウォール・ストリートの権力を相対的に弱めるねらいをもっていた。同時にその条件は、戦争を契機に急速に成長した他の投資銀行にも、中国投資の機会を広範囲に与えるといった、民主党「ニュー・フリーダム」の政治思想にも合致するものであった。

第二の条件は、政府の指導性、国家の役割という意味でこれまた重要であった。国際金融資本家は、国際金融という事業の性格から、パートナーを通して外国政府との結びつきが深い上に、彼ら自身の利益が、政府の追求する国益と必ずしもいつも一致するとは限らなかつた。そのような場合、アメリカ独自の国益を追求する政府にとって、国際金融資本家の行動は妨げにこそなれ、プラスにはならなかつた。また彼らの行動は、好むと好まざるとにかかわらず、ややもするとアメリカ政府を外国政府とのトラブルや、中国の内政干渉にまき込む可能性をもっていた。そのような国際金融資本家からなる旧アメリカ銀行団に対して、当時、彼らの行動を監視し、借款の内容を事前にチェックする制度はまだ確立されていなかった。したがって国際借款団の一メンバーとしてアメリカ銀行団が、中国の主権を侵害するおそれのあるような借款契約を結んでも、政府はそれに対して外交上の支持を差し控える以外、彼らの行動を前以ってチェックしうる有効な手段を何ら持ち合わせていなかった。またアメリカ銀行団の行動は、外国からみれば、同銀行団が国を単位として行動するがゆえに、あたかもアメリカ政府がアメリカ銀行団を支持しているかのような印象を与えかねなかつた。国益を追求する上で、このような不便を克服するために考えられたのが第二の条件であつた。事前通告を義務付けた第二の条件は、単に国務省を投資に関する情報センターとするだけでなく、政府の財界に対する管理と指導を強め、国際金融資本家の利益を広い視野で遂行する国策の中に組み込もうとするねらいをもっていた。<sup>⑧</sup>つまりこの措置は、政府の指導の下に、国益と特殊利益集団の利益とを一致させようとする制度的保証であり、国家の指導性、大統領の指導性を固く信じていたウィルソンの政治理念の表現でもあつた。

第三の条件も、他の二つの条件に勝るとも劣らぬほど重要であつた。表面的にはそれは、アメリカ国内の銀行のみを対象とした形をとってはいるが、実際にはその主たる対象は日本にあつた。つまりロングの言葉に従えば、「優先権の譲渡を新国際借款団への加入の一条件とすることに關する合<sup>アグリーメント</sup>意を、英仏日の三国からとり付けるためには、まずアメリカ自身がその先例をつくり、その原則を確立する必要があつた」のであり、その真のねらいは、「担保として日本が押さえて

いる、中国の資源に対するすべての抵当権を、戦を交えずして日本の手から奪い取る」ことであつた。言い換えれば、新アメリカ銀行団の結成、および新国際借款団の結成の主たるねらいは、大戦中に日本が中国政府から手に入れた様々な特権や利益を、日本からはき出させ、それをアメリカ主導の新国際借款団の共有財産とするところにあり、いうまでもなくその意図は、極めて反動的な色彩の濃いものであつた。国際金融資本家は、彼らの性向からして日米の政治的対立を招くような政府の企てには消極的な態度をとるであろうと想像していたロングは、銀行家との交渉の中で、第三の条件をビジネス上の一条件として提示し、特にその政治的な側面を強調しなかつた。しかしロングの眞のねらいは、ビジネスよりも政治の面にあつたことはいうまでもないが、ロングのとつた戦術こそ、彼をして政治家たらしめていくゆえんである。かくして一八年七月四日に、ウィルソン大統領は、銀行側と政府側のすべての条件を満たした新アメリカ銀行団の結成を認可し、ここに政府と銀行側との間に、合意と協力関係の枠組ができあがつた。そしてまもなく合計三十三の銀行からなる新アメリカ銀行団が結成されることになつた。

① 銀行側の出席者は、シカゴ銀行のアポットの他に、モルガン商会およびファースト・ナショナル銀行を代表して J. P. モルガン、ナショナル・シティ銀行のフランク・A. ウァンダーリッパ、クーン・ロップ商会のモーティマー・L. シフ、チェイス・ナショナル銀行の E. R. テインカー、ギャランティ・トラスト商会の H. W. スタンレーの六名で、政府を代表して、財務次官レップ・フィンダウエル、ストラウス、ラスバーン、國務省のロング、ウィリアムズの五名が出席した。なお、リー商会のヘンリー・L. ヒギンソンは、病氣のため欠席した。Long's Memorandum, June 26, 1918, 893.51/1916.5, Higginson to Lansing, June 27, 1918, 893.51/1912. 日本外務省ライシロン・ハム、M171133、二六九頁。

② Long File 25, p. 7, Ray Stannard Baker Papers, Series 1,

Library of Congress.

③ *ibid.*, p. 8.

④ *ibid.*, pp. 8-9.

⑤ *ibid.*

⑥ 事前通告の義務化に言及して、ウィルソンは次のようにのべている。「もし我々が、これらの銀行家を支持するとすれば、彼らは我々に、(彼らの)あらゆる行動、およびあらゆる取決を報告せねばなるまい……」と。Wilson to Lansing, July 4, 1918, 893.51/2514 DSNA. また、ロンズは、新アメリカ銀行団結成の意義を次のように述べている。「アメリカ銀行団は(新たに結成され、国策に完全に一致した)本来のあるべき姿となつた。そこには独占体も存在せず、少数の銀行に権力が集中することもなく、また政府がめくろ判を押し、國民に保

証したものをあとで取消したり、友好国の主権を侵害するところだ」とがなくなり、政府は「ソの悪しき思いをしなくてはすまらなくなった」  
 ④ Long File 25, p. 15, Ray Stannard Baker Papers, Series I.  
 ⑤ Long File 25, pp. 8-9, Ray Stannard Baker Papers, Series I.

## おわりに

以上、検討したように、一七年夏には新アメリカ銀行団に関する青写真ができあがっていたが、一八年五月末の「煙酒公売借款」を契機に活発化した圧力団体の政府への働きかけ、それに自由公債キャンペーンを通して醸成された政府と財界との協力、信頼関係などが作用して、新アメリカ銀行団は結成された。新たに銀行団を結成することによって、政府は、国際金融資本家に対する監督と指導を強め、彼らの利益を国策の中へ組み入れる制度を確立する一方、アメリカ銀行団におけるウォール・ストリートの絶対的な権力を相対的に弱めることに成功した。いうまでもなく新アメリカ銀行団の結成は、新国際借款団結成の一ステップであったが、その新国際借款団政策の大前提は国際協調であった。戦後の中国経営は、英仏の協力が不可欠であり、またその協力は資本のテコ、すなわち戦債の問題などで英仏から期待できる、と考えていたアメリカは、東アジアにおいて英仏と共同一致の行動をとることによって、日本の単独行動を抑制する一方、英仏日からはそれぞれの勢力範囲を撤廃させ、これまで形骸化していた門戸開放の原則を確立しようと考えていた。東アジアにそのような環境をつくるのがアメリカの政策の主たる目的であり、それが実現した暁には、アメリカは強大な資本の力と生産力を背景に、大々的に中国への投資と貿易を推進しようと考えていた。

しかしそれはあくまでもアメリカ政府の構想であり、意図であって、実際にはアメリカ政府の望むようには事は運ばなかった。たとえば新国際借款団の結成をめぐる、複雑かつ長期化した日英米仏の交渉、およびナショナリズムが高揚した中国自身の、新国際借款団方式拒否の態度などが、事の難しさを如実に示している。ともかくもウィルソン政府は、新ア

⑥ *Ibid.*, p. 8.

⑦ Wilson to Lausung, July 4, 1918, 893. 51/2514 DSN.A.

⑧ 第二章、註⑤を参照。

メリカ銀行団の結成でもって、新国際借款団政策の第一段階を終え、次に英仏日の関係国政府に、新国際借款団の結成を呼びかけたのであった。

(大阪外国語大学助教授

## Wilson's New Four-Power Consortium Policy

—The Formation of the New American Banking Group—

by

Takeshi Matsuda

This article will examine the significance of forming the new American banking group which was a step to organize the new four-power Chinese Consortium. It attempts to elucidate the purpose of forming the bankers' group as well as the factors that prompted the State Department to restructure the financial cluster. It is argued that from the efforts to regroup American bankers the government devised an informal arrangement in which to make the international financiers' interest always congruent with a national policy as well as strengthen the grip on and the leadership of the Wall Street bankers. Secondly, Wilson democratized "dollar diplomacy" by institutionalizing the broad participation of variegated American bankers in the pursuit of the open door policy. Lastly, the main purpose of reorganizing the new Consortium was proved to take all the mortgages that Japan held on Chinese resources during the war away from the hands of the Japanese without a struggle.

## *Kaito* 垣内 in *Heian* 平安 Period

by

Shoji Mizuno

*Kaki* 垣, the hedge, was by nature the mean by which the individual produced the pale for himself to prevent others from trespassing.

The area enclosed with *Kaki*, was called *Kakiuchi* or *Kaito* 垣内. The examples in *Ise* 伊勢 and *Yamato* 大和 show that *Kaitos* were situated on terraces, alluvial fans and banks or between mountains on the edge of *Jorisei* 条里制 area. They were developed as grounds for plowed fields and residential lands, which were out of the official control.